

著作権に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会(以下「本会」という。)の著作権に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有するものとする。

- (1) 著作物とは、著作権法第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 著作者とは、会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 著作財産権とは、著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)から、第26条の3(貸与権)に規定するものをいう。

(著作物の種類)

第3条 著作物とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の機関誌「医学図書館」に掲載される論文・記事等
- (2) 本会の出版物
- (3) 本会が主催若しくは共催する会議、研修会、委員会、ワーキンググループ等の活動で作られた印刷物、立体物、電子資料等
- (4) 本会が主催若しくは共催する会議、研修会、委員会、ワーキンググループ等の活動で作られた印刷物、立体物、電子資料等に掲載される論文・記事等
- (5) 本会が主催若しくは共催する会議、研修会、委員会、ワーキンググループ等の活動で作られた映像や音声(講演と同時に配信されるもの、それを編集したもの及びアーカイブ化されたものを含む)
- (6) 本会ウェブサイトへの掲載記事等
- (7) 前第1号から第5号に準ずるものであって本会が指定するもの
- (8) 前第1号から第6号について電磁的記録媒体等に記録したものと及び本会ウェブサイトから公衆送信により提供するもの

(著作財産権の帰属)

第4条 著作財産権は、全て本会に帰属するものとする。

- 2 著作財産権は、著作物を本会が受理した時点をもって本会に譲渡されたものとする。
- 3 著作物が本会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本会は、著作財産権を著作者に対して返還するものとする。

(第三者による著作物の利用)

第5条 著作者以外の個人または団体から本会に対して、本会が著作財産権を有する著作物の利用許諾申請があった場合、本会は適切と認めたものについて、利用許諾をすることができるものとする。

- 2 本会は、本会が著作財産権を有する著作物の利用について、利用許諾の可否及び条件付与

等を含む利用許諾の権限を外部機関等に委託できるものとする。

(著作者による著作物の使用)

第6条 著作者は、当該著作者の著作物を利用する場合、別紙様式により申請し、許諾を得るものとする。

2 本会は、当該著作物の利用が、本会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

3 第1項の規定にかかわらず、著作者は、次の各号に定める場合には、本会への申請を経ることなく著作物を利用できるものとする。

(1) 著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存及び公開を含む)

(2) 著作権法第30条から第50条(著作権の制限)において許容された利用の条件が順守される場合

(著作者による保証等)

第7条 著作者は、著作物について、次の各号に定める事項を保証するものとする。なお、著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記しなければならない。

(1) 第三者の権利を侵害していないこと。

(2) 二重投稿でないこと。

(3) 共著である場合、投稿に際し全共著者の了解を得ていること。

(二重譲渡の禁止)

第8条 著作者は、本会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第9条 著作物に関して、第三者との権利侵害等紛争が発生した場合又は発生する恐れがある場合、著作者及び本会は相互に協力してこれに対処するものとする。

(協議)

第10条 この内規に定めなき事項及び各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この内規は、2019年10月21日から施行する。

附則

この内規は、2024年3月1日から施行する。

附則

この内規は、2024年10月28日から施行する。